三井物産経営期の『中外物価新報』（1）

吉川　容

一　創刊期における『中外物価新報』の経営状態
二　『中外物価新報』による経済報道の開拓（以下次号）

本稿では、マスメディアによる経済報道が日本資本主義の基盤形成に果した役割の検討という視角から、創刊期の『中外物価新報』をとりあげ、その経営と報道内容について分析する。

一　創刊期における『中外物価新報』の経営状態

1　『中外物価新報』の創刊

まずはじめに、創刊から一〇年間の『中外物価新報』の経営状態を検討するために必要な限りで、同紙創刊以降の歴史を簡単にみておこう。[1]

『中外物価新報』は、一八七六（明治九）年十二月二日に三井物産会社によって創刊された。内務省勧商局長河瀬秀

治の勧めを受けた益田孝がその創刊を決意し、編集人には河瀬の紹介により太田原則高を迎え、また新聞刊行の実務面では『東京日日新聞』を発行していた日報社社長福地源一郎（桜痴）の助力を得ての刊行であった。

創刊に先立ち、一八七六（明治九）年八月三井物産会社から「相場状板刻願」が提出され、それに対して内務省勧商局から次の通り許可がでた。(2)

三井物産会社

内外物価之通信ハ貿易上不可欠要件ニ付右報告方其社ニ及委託候条別紙ケ所附ニ照準直ニ報告書取受一週間毎ニ其社ノ名ヲ以テ新聞ニ掲載可致尤臨時価格之高低ハ電信ヲ以テ其報ヲ得機会ヲ不失様其時々掲載可致且右費用ハ都テ本局ヨリ可及下附候条各地ノ報告書本書毎一ケ月取纏差出金額受取方可申立此段相達候事

但新聞紙記載方之儀ハ其社ヨリ日報社ヘ結約不都合無之様可致事

明治九年九月十五日

勧商局

また、日報社との間では次のような約定が結ばれた。(3)

中外物価新報発行致シ候ニ付物産会社ト日報社ノ間ニ約束ヲ為ス事左ノ如

第壱条

一、本局ハ当分ノ内物産会社ノ構内ニ設ケ内外ノ探訪時々ノ編輯及ビ得意増減ノ受附都テ会計ノ事務ヲ調理シ物産会社ハ之ヲ監督ス

第弐条
一、日報社ハ印刷ノ請負ヲ為シ且一般配達ノ事ヲ担任ス
第参条
一、発行ハ毎月日曜日トシ代価ハ壱ケ年前金弐円四拾銭六ケ月同壱円弐拾五銭壱枚売金五銭ト極メ之レヲ取次売ヲ為スモノハ拾枚以上前金五分引五拾枚以上同壱割引トス
第四条
一、本局ニ於テハ草稿ヲ毎土曜日午前八時ヨリ追々日報社へ送リ午後四時ヲ以テ限リトス、然レドモ非常ノ変アリシ報ヲ載スルハ限外タリ
但シ編輯人壱名午後二時頃ヨリ日報社へ出張シテ校正ヲナスベシ
第五条
一、本局ト日報社トノ間ニ往復帳ヲ作リ得意ノ増減アル毎ニ本局ハ其往復帳ニ登記シテ之レヲ日報社ニ報知シ掛リ人員ノ認メ印ヲ取ルベシ日報社ニ於テハ其往復帳ヨリ得意帳ニ写シ之レヲ相渡送掛へ報知ナス事トス
第六条
一、各地得意ヨリ日報社へ向ケ増減ノ事ヲ文通アルカ為替ヲ以テ前金ヲ振リ込ム等ノ事アラバ日報社ノ往復帳ニ登記シテ本局へ送リ掛リ人員ノ認メヲ取ルベシ本局ニ於テハ其報増減ノ事ニ係ラバ再度其往復帳ニ記シテ日報社へ送ルベキ事トス
第七条
一、此新報ヨリ生ズル利益ハ両社ニテ之レヲ折半トスベキニ付損毛モ又折半ニ之レヲ償フ事トス
第八条
一、損益勘定ハ六ケ月毎ニ決スベシ
但シ壱ケ年分ノ代価ヲ受取シトキハ其半高ハ貸借勘定ニ入記シ当局へ預リ金ニ見做シ置キテ精算ヲナスベシ

第九条

一、諸入金ハ都テ物産会社ニ預リ置キ本局諸費用ハ切符ヲ以テ払出スベシ
但シ六ケ月間預リ金ヨリ払出シ金多ク物産会社ヨリ貸越シニナルトモ利子ヲ添ヘザルモノトス

第十条

一、六ケ月目ニ至リ決算セシトキ損金アラバ第七条ニ照シ両社ヨリ直チニ弁償スベシ

第十壱条

一、此物価新報ハ大キサ都テ東京日々新聞ノ如クニ致シ代価ハ
活字植手間　両面ニテ金四円
摺　代　壱枚ニ付金壱厘五毛但シ五千枚以上ハ金壱厘トス

第十弐条

一、紙ハ英国ヘ約定ヲ為シ前着ノ節ハ物産会社ヘ預リ置月々ニ入用丈ケヲ受取リ相当ノ利子ヲ本局ヨリ同社ヘ渡ス事トス

第十参条

一、日報社ニテ請負フ配達費ハ府下壱戸ヲ金弐厘五毛トシ遠国ハ駅逓寮定規ノ如ク此外ニ束轄ノ入費千枚ニ付金壱円弐拾五銭ヅツ渡スベキ事トス

第十四条

一、毎月日報社ハ紙員ノ増減表ヲ作リ本局ハ金員ノ出納表ヲ作リ之レヲ報告スル事トス

右之通約定取結ビ双方此ニ記名調印セり

明治九年十一月

三井物産会社代　益田　孝㊞
日報社社長　福地　源一郎㊞

一八八二（明治一五）年七月から、『中外物価新報』の発行主体は匿名組合商況社へ移行した。松方デフレ下での三井物産の経営難、『中外物価新報』の新聞としての基盤整備の進展、政府の新聞取締の強化などの諸事情から、「中外物価新報局を三井物産から独立させる機運は時とともに熟し、遂に明治十五年七月、中外物価新報の発行主体として新たに匿名組合商況社が設立されることとなった」。商況社の設立は当初六月一日が予定され、そのように社告も行われたが、当局の許可に手間どり、七月八日号から発行主体が商況社に切り替った。それに先立ち七月五日には「中外物価新報局は三井物産会社を出て、近隣の兜町三番地に一戸を構え、ここに商況社の看板を掲げた」。

『日本経済新聞八十年史』では、この匿名組合商況社について「表面上、益田孝、福地源一郎両氏の組合によって設立されたことになっており、これを証する次のような文書が残っている。」として以下の資料を引用している。[4]

中外物価新報局ヲ譲渡候ニ付福地ト益田約定書

記

中外物価新報ノ義ハ従前三井物産会社主三井武之助ノ持ニ有之候処今般三井物産会社長益田孝日報社長福地源一郎組合ニテ之ヲ譲受都合ニ由リ条野伝平ヲ以テ譲受人ト相立置候ニ就テハ向来該新報ニ関スル公務ニテ譲受人即持主名義ヲ要スルノ件ハ条野伝平ノ名義ヲ以テスルモ其他ノ要務並ニ権利責任ニ関シテハ総テ組合ノ規約ニ基キ処理可致候也為後証因テ如件

但シ此証書ハ組合各自ニ壱通宛ヲ所持スルモノトス

明治十五年九月六日

三井物産会社長
益田　孝㊞

日報社長
福地　源一郎㊞
条野　伝　平㊞

そのうえで、「すなわち、條野氏が名義上の持主となって公務上の責任者となったが、商況社に実際に出資した人は、益田孝、渋沢栄一の両氏を始め、原六郎（横浜正金銀行頭取）、今村清之助（今村銀行頭取）、安田善次郎（安田銀行頭取）氏らで、いずれも当時の財界有力者であった。」と述べている。

一八九七（明治三〇）年九月に合資会社商況社へと改組されるまで匿名組合商況社が『中外物価新報』の発行主体となる。なお、一八八九（明治二二）年一月二七日号から紙名を『中外商業新報』へと変更している。

以上のような『日本経済新聞八十年史』の説明にしたがうならば、三井物産による『中外物価新報』の経営は、一八八二（明治一五）年六月までとすべきであろうが、その時点で商況社に経営主体としての実態があったかどうかについては、いさ

第１表　中外物価新報の発行部数

西暦	（明治）	年間総発行部数	１号平均発行部数	発行回数	備　考
1876 年	（ 9）	—	—	7	12月2日創刊，週1回刊.
1877 年	（ 10）	36,368	727	50	
1878 年	（ 11）	83,524	835	100	1月より週2回刊.
1879 年	（ 12）	111,590	1,083	103	
1880 年	（ 13）	126,469	1,252	101	
1881 年	（ 14）	125,848	1,234	102	
1882 年	（ 15）	154,060	1,242	124	7月より週3回刊.
1883 年	（ 16）	77,742	515	151	
1884 年	（ 17）	178,352	1,173	152	
1885 年	（ 18）	309,100	1,350	229	7月より日刊（日祭翌日休）.
1886 年	（ 19）	650,644	2,162	301	

出所）　鵜飼新一『朝野新聞の研究』巻末資料 第32表より作成.

注）　1.　『日本経済新聞八十年史』によると1881年の年間総発行部数は111,219部.

2.　年中無休刊となるのは，1909年（明治42）3月以降.

さか疑問がある。[5] 次節でみる会計方式の連続性などからして、少なくとも明治十九年半ばまでは実質的には三井物産が経営する新聞であったと見なすことも可能なように思う。この点を確定するにはさらなる検討が必要であるが、さしあたり本稿では、一八七六(明治九)年から一八八六(明治一九)年四月を三井物産による経営期と考えておきたい。

『中外物価新報』の各年別の発行回数と発行部数は第1表の通りである。一八八〇(明治一三)年から一八八五(明治一八)年にかけては、一八八三(明治一六)年を例外として、一二〇〇部前後の安定した講読者を確保していることがわかる。後にみる販売収入の推移からすると、一八八三年の大幅な部数減少には疑問もあるが、これ以上に信頼しうる数値はないので、この表を掲げておく。

2 『中外物価新報』の財務状況 一八七六(明治九)年~一八八六(明治一九)年

①三井物産会社総勘定元帳における『中外物価新報』関係勘定

先に見た日報社との約定によれば、三井物産会社構内に設けられた中外物価新報局が、「内外ノ探訪時々ノ編輯及ビ得意増減ノ受付都テ会計ノ事務ヲ調理シ物産会社ハ之ヲ監督ス」(第一条)とあり、「諸入金ハ都テ物産会社ニ預リ置キ本局諸費用ハ切符ヲ以テ払出スベシ」(第九条)とされた。中外物価新報局自体の帳簿などは残されていないが、三井物産側での諸入金の預りと費用の払出しを、同社の「LEDGER」[6](総勘定元帳)の「各支店之部 新報局」勘定によって跡付けることができる。

新報局勘定の記載は、一八七六(明治九)年一一月二〇日に開始されている。記載の中心は、借方には費用の発生、貸方には収益の発生であるが、一部に資産の増減に関する取引も記載されている。費用ならびに収益の発生一件ごとの

第2表　商況社に対する三井物産の貸越高

西暦	（明治）	貸越残高
		円.
1886 年	(19)	381.330
1887 年	(20)	1,606.770
1888 年	(21)	18.908
1889 年	(22)	12.035
1890 年	(23)	2.895
1891 年	(24)	5.250

出所）　三井物産会社各期「総勘定書」（三井文庫所蔵史料　物産568, 574, 578, 580, 584, 586）.

注）　1.　各年末の残高.
　　　2.　1892年以降は，商況社に対する貸越残はない.

記載が基本であり（ただし売上の入金については一日分の合計値であり、小払金からと思われる小口の支払の場合は複数の支払が一括されている場合がある）、「JOUNAL」[7]（付替簿）ないしは「CASH BOOK」[8]（正貨出納簿）からの付替えによる記載となっている。こうした帳簿への記載方法からみて、『中外物価新報』の会計処理は、実際には三井物産の会計の一環として行われていたと見て間違いあるまい。

新報局勘定は、一八八二（明治一五）年六月三〇日に、借越残五五円五九銭八厘を新設の商況社勘定へ付替えて閉じられている。商況社勘定は、新報局勘定が各支店之部にあったのとは異なり、諸向貸借之部に分類されており、[9]形式的には三井物産から独立した外部の取引き主体との貸借関係という位置づけとなっている。しかしながら、実際の帳簿の記載内容は基本的には新報局勘定時代と変化はなく、日々の入金は三井物産の「CASH」に記載の上で商況社勘定に付替えられ、諸費用の支払も三井物産の現金勘定からの支払もしくは勘定間での付替えによって行われている。商況社独立後も、日々の会計処理は三井物産の会計担当者によって行われていたものと推測される。商況社勘定は、一八八六（明治一九）年五月三一日に貸越残を貸金勘定に付替えて閉鎖される。その後三井物産の帳簿に記載される商況社関係の数値は、諸向貸借勘定中の貸金勘定での出入が時折あるだけで、日々の出納状況を追うことはできなくなる。この変化は、一八八六（明治一九）年五月一〇日をもって商況社が尾張町の日報社内に移転したことにより物理的に三井物産による会計処理が困難となったためとも解釈できるが、単なる会計処理方法の変更にとどまらず、経営母体の変動を伴ったものであっ

た可能性もある。

一八八六（明治一九）年以降の商況社に対する三井物産の年度末時点での貸越残高は第2表の通りである。

②支出

新報局勘定・商況社勘定から『中外物価新報』の経営状況を追ってみよう。『中外物価新報』の各期の支出を集計すると第3表のようになる。支出構成を見ると、一貫して人件費（給与・手当ならびに慰労金）が最大の比率をしめ、ついで印刷関係（印刷費ならびに用紙代）、郵便代ということになる。各費目について簡単な説明をしておこう。なお、この費目は「LEDGER」の適用欄記載をもとに筆者が分類したものである。

探訪費　社外の調査協力者に対する支払である。今日の用語であれば調査費ないしは取材費となるのであろうが、当時は探訪費・探訪先という言葉が使われていた。支払先は、深川在米調査と横浜での輸出入品等調がその大半を占めている。

旅費　横浜への社員の出張が中心である。一八八五（明治一八）年には河野呈甫（主幹）が近畿・新潟などに三回の出張を行なっているために多くなっている。

電信料　各地から電信で送られてくる相場情報の費用である。表ではひとしく電信料としてくくったが、その中身は一八七八（明治一一）年までと、一八七九（明治一二）年以降とでは大きくことなっている。一八七六（明治九）年の電信料二四円はほぼ全額が、ロンドンからの報告電信料である。実際の支払は、立替えた十四番（フィッシャー商会）への支払である。一八七七（明治一〇）年の四一四円では、三七円が馬関からの米相場報告電信に対する支払であり、残りはすべてロンドンからの電信報告への支払である（これも十四番経由）。一八七八（明治一一）年では、十四番経

1881年 (明治14)	1882年 (明治15)	1883年 (明治16)	1884年 (明治17)	1885年 (明治18)	1886年 (明治19)
円	円	円	円	円	円
90	67	133	132	166	42
43	44	40	25	212	1
87	130	218	271	365	57
620	1,342	1,591	1,236	2,642	1,203
743	467	789	738	429	-
995	1,199	1,353	1,263	1,902	835
41	51	36	-	-	-
82	82	84	84	28	-
13	70	119	121	78	-
-	24	-	3	141	-
1,335	1,620	1,866	1,967	2,050	640
323	255	146	80	260	50
-	80	120	120	120	40
91	52	59	62	53	47
450	90	-	-	-	-
48	392	344	368	521	194
60	-	-	-	-	-
69	27	16	25	-	-
10	-	-	-	-	-
28	5	11	5	21	1
5,128	5,998	6,925	6,501	8,990	3,110

由の海外電信料が八四円、三井物産の電信料勘定へ付替えられた海外電信料が二一〇円であり五一円が馬関、五円が大阪となっている。これに対して、一八七九（明治一二）年以降になると、電信料の総額も大幅に減少し、海外電信料は姿を消す。電信報告の発信元はすべてが判明するわけではないが、馬関、桑名、大阪、小樽、石ノ巻、新潟などが記載されている。一八七九（明治一二）年から一八八二（明治一五）年までは馬関の米相場の電

第3表　新報局・商況社勘定の支出

	1876年 (明治9)	1877年 (明治10)	1878年 (明治11)	1879年 (明治12)	1880年 (明治13)
	円	円	円	円	円
探訪費	-	57	72	75	66
旅費	3	2	3	4	3
電信料	24	414	350	129	89
印刷費	182	621	634	798	855
用紙購入費	-	55	451	719	825
郵便代	0	405	643	865	938
運送費	3	14	22	30	31
束轄費	-	99	56	62	82
配達費	-	-	-	-	7
広告費	-	29	28	30	40
給与・手当	168	1,238	1,447	1,277	1,413
慰労金	-	109	309	350	445
交際費	-	-	-	-	-
新聞雑誌代	13	106	141	360	151
定額費	-	360	360	360	180
雑費	17	96	40	46	43
臨時費	-	-	-	-	72
その他	31	-	-	-	-
小払金	7	68	30	20	20
購読料返金	-	27	1	27	6
支出合計	448	3,699	4,587	5,153	5,265

出所)　三井物産会社各期「LEDGER」(三井文庫所蔵史料　物産689～719) より作成.
注)　1. 1876年～1881年は新報局勘定, 1882年は新報局勘定 (1月～6月) と商況社勘定 (7月～12月) との合計, 1883年～1886年は商況社勘定.
2. 1876年は12月の1ヶ月分, 1886年は1月～4月の4ヶ月分.
3. 円未満四捨五入.

信料が最大であるが、一八八三(明治一六)年以降は大阪の堂島相場ならびに北浜相場の電信報告が増加し、電信料総額も増加している。紙面から見る限り、一八七九(明治一二)年以降海外からの電信による報告を取止めたとは考えにくいので、三井物産の電信勘定などで負担し、新報局勘定・商況社勘定へは回していなかった可能性もある。この点は、後述する政府からの海外通信費支給との関係での処理方法の変更かとも思われるが、現

第4表　中外物価新報摺立入費内訳（1876年12月分）

費　目	金　額
	円
白紙代	71.500
摺手間	19.500
活字組立料	20.000
配達費	30.805
草稿用紙	0.785
代価受取費	0.860
報告依頼状600部代	3.600
報告書1600枚代	12.250
新聞付録8500枚代	8.000
報知朝野新聞依頼代	11.320
看板ビラ紙100枚代	3.500
合計	182.120

出所）　三井物産会社1876年度「LEDGER」（三井文庫所蔵史料　物産689）．

時点では詳細は判明しない。

印刷費　『中外物価新報』の印刷は、一八七六（明治九）年の創刊から、一八八二（明治一五）年六月までが日報社、同年七月から一八八三（明治一六）年四月までが製紙分社、同年五月からは再び日報社において行われている。[10] 日報社への支払は「印刷費」として帳簿に記載されているが、実際には日報社が請負った諸業務を一括して支払っていたようである。一八七六（明治九）年一二月支払分についてだけその内訳が分る（第4表）。ただこの支払は、創刊月の費用であるために創刊経費が含まれていること、この時期の日報社への支払としては例外的に用紙代が含まれていることなどやや特殊な面はあるが、活字組立料や摺手間などの本来の印刷費のほかに日報社による配達費、代金徴収費用なども印刷費として一括で支払われていることが確認できる。なお、印刷費には、時期によっては『東京商法会議所要件録』、『商況海事誌』など、『中外物価新報』以外の新報局・商況社刊行物の印刷経費も含まれているが、残念ながら分離することができない。また、製紙分社時代と一八八五（明治一八）年七月以降の日報社時代の印刷費には用紙代が含まれている。

用紙購入費　新聞用紙については、日報社との約定第一二条で英国製の西洋紙を三井物産から購入することと定められていた。当初はこの約定通りに三井物産から購入（売買方へ支払）していたが、一八八一（明治一四）年になって初めて和製洋紙二〇連分の代価（九六円）の製紙分社への支払がある。以後用紙代の支払先は、一八八二（明治一五）年

が売買方、広島屋、製紙分社の三社、一八八三（明治一六）年は売買方へは一月分のみであとは広島屋、一八八四（明治一七）年は河内屋への三六円五〇銭を除いてすべて製紙分社、一八八五（明治一八）年もすべて（六月分まで）製紙分社となっている。

郵便代　月に一、二度郵便切手をまとめて購入している。その大半は、購読者への『中外物価新報』郵送のためのものであろう。[11]なお、三井物産では『中外物価新報』の創刊に先立ち、一八七六（明治九）年八月に、定時刊行物定税逓送免許を申請し許可を得ている。[12]

束轄費ならびに配達費　創刊当初の『中外物価新報』の配達と発送は日報社の手で行われることとされていた（約定第一三条）。配達に要する費用が印刷費とともに日報社へ支払われていたことは先に見た通りである。この時期には『中外物価新報』の勘定からは直接には配達費の支出は行われていない。ただし一八八〇（明治一三）年、一八八一（明治一四）年には臨時配達費として若干の支出がある。一八八二（明治一五）年七月以降、配達・発送が直轄化されたことにより、三名の配達人が雇われ、そのための費用が計上されるようになる。一八八四（明治一七）年一〇月からは配達人は四名に増える。商況社による配達直轄は一八八五（明治一八）年四月までであったようで、同年四月には配達人への暇手当が支給され、配達・発送は再び日報社へ委託されるようになった。束轄費については、約定第一三条では、千枚につき一円二五銭と定められていたが、実際には定額化している。なお、一八八二（明治一五）年七月から一八八五（明治一八）年四月までは、束轄業務も商況社社員が行い、社員に対する手当の形で束轄費が支出されている。

給与手当・慰労金　毎月の月給支払総額は、創刊時から一八八三（明治一六）年頃までは一〇〇～一二〇円程度である。一八八四（明治一七）年以降は一四〇円程度となっており、さらに社員に対する各種手当の支給により総額が増大している。中外物価新報局の社員数が判明する資料はないが、一八七七（明治一〇）年下半期慰労金の支払対象者は九

名。同じく一八七八（明治一一）年上半期の慰労金は七名に対して支給されている。[13]

新聞雑誌代　ここでは便宜的に新聞雑誌代としてまとめてあるが、この費目も途中で支出の中身がかなり変化をしている。一八七六（明治九）年から一八八〇（明治一三）年の半ばまでは、海外紙誌を含むかなりの数の新聞・雑誌を購入しており、紙面に反映させる情報収集経費という性格が強い。同年後半からは、購入する紙誌の数が減少し、ことに海外紙誌は姿を消す。なお各種紙誌による情報収集については、章を改めて考察する。

定額費　新報局時代には定額費として毎月三〇円が三井物産の雑費勘定へ付替えられている。一八七七（明治一〇）年から一八七八（明治一一）年三月までは毎月末に付替えていたが、以後数ヶ月分をまとめて付替えるようになり、一八七九（明治一二）年以降は半年分をまとめて、六月と十二月末に付替えるようになっている。三井物産の雑費勘定での支出件数はかなりの数になりまた適用が詳しく記載されていない場合も多いので、新報局勘定の定額費がどのような支出に相応するものとして定められていたのかは確定しがたい。ただ、雑費勘定からは各種紙誌の購入代金（とくに一八八〇年以降はそれまで新報局で購入していたものが雑費勘定で購入されている例がある）がかなり支出されていることもあり、定額費の中に情報収集費が含まれている可能性もある。商況社設立後は、定額費という方式はとられなくなるが、「諸雑費」「諸入費」などの名称で毎月末に三井物産雑費勘定への付替えが行われているものが、金額的にみて新報局時代の定額費に相当するものと思われる。この場合も、雑費勘定の側での支出の内訳は確定しがたい。

雑費　一八八二（明治一五）年七月以降商況社時代になると急増するが、これは右で述べたように従来の定額費相当分が雑費として清算されるようになったためである。

支出構成を見て疑問を感ずるのは、各地からの情報収集経費がどのような形で支出されているのかが不明なことであ

る。各地からの報告を得るための経費を計算した次のような資料が勧商局からの発刊許可書（写）に添付されている。(14)

内外各地物価状数并賃金表

龍動	郵便船毎ニ壱通ツヽ	壱ヶ年	洋五拾弗
カルカタ	壱ヶ月壱度	同	洋弐拾五弗
上海	同　両度	同	洋拾弗
香港	同	同	洋拾弗
長崎・横浜・兵庫神戸	同	三ヶ所ニテ同	洋廿五弗
紐育	同	同	洋弐拾弗
桑港	同	同	洋拾弗
厦門	同	同	洋拾弗
安南	同	同	洋拾弗
シンガポール	同	同	洋拾弗
オーストラリヤ	同　壱度	同	洋弐拾弗
仏ノリヨン	同　両度	同	洋弐拾弗
ヲウルランドテレードレポルト（香港新聞）	毎周発兌	壱ヶ年	洋弐拾九弗（二紙合計）
シエレシエル（上海新聞）	同	同	

外

横浜商会議所エ龍動ヨリ電報壱ヵ月両度壱ヶ年　洋八拾弗

壱ヶ年小計　洋銀三百弐拾九弗

龍動ヨリハ通常弐拾字壱電信　洋四拾弗

外ニ長崎ヨリ当地マテ　洋弐弗

計　・　四拾弐弗

電報料

カルカタ　初ノ壱語五弗　外ハ壱語　洋弐弗三トツヽ

上海　弐拾字ニ付　洋七弗　十字五弗

香港　拾字ニ付　洋八弗　廿字ニ付　洋拾弐弗

内国物価状賃金表

大阪　神戸　馬関　長崎　石ノ巻　青森　福島　箱館

高崎　上田　静岡　秋田　四日市　盛岡　徳島　新潟

右拾六ヶ所

諸物品相庭状壱ヶ月両度ヨリ不少五度ヨリ不多　壱ヵ所ニ付　金三円外郵便料金拾銭

壱ヶ月計

金四拾九円六拾銭

壱ヶ年計
金五百九拾伍円弐拾銭

これは、勧商局と合意した内容なのか、三井物産側での試算なのかは不明であるが、ここに掲げられた報告受信経費のうち、元帳から支出を確認できるのは、電信料の一部と香港、上海の両新聞のみである。このうち、内地分の相場状郵送料に関しては、新聞原稿逓送無料制度により無料扱いとなったものと思われるが、その他の経費がどのような形で支出されたのかは不明である。

また、一八八三（明治一六）年の新聞紙条例改正によって実施された発行保証金制度への対応も、帳簿上では確認できない。

③収入

中外物価新報の収入を集計すると第5表のようになる。

販売収入　創刊時の中外物価新報の価格は、一枚五銭、半ヶ年前金一円二五銭、一ヶ年前金二円四〇銭（郵便税配達料とも）であった。この価格は、同時期の『東京日日新聞』（日刊・日祭休）一枚三銭、三ヵ月前金一円八〇銭、『郵便報知新聞』（日刊・日祭休）の一枚三銭、半ヶ年前金三円十五銭などと比べると一部当り価格はやや高いが、これら二紙がいずれも『中外物価新報』よりはるかに大きな発行部数を持っていたことを考えれば[15]、『中外物価新報』の価格はかなり安価に設定されていたとも言えよう。その後一八七八（明治一一）年一月の週二回刊化と同時に、一枚三銭、半ヶ年前金一円三〇銭（ただし府外郵便税配達料は別）にさらに、一八八二（明治一五）年七月八日以降週三回発行とな

1881年(明治14)	1882年(明治15)	1883年(明治16)	1884年(明治17)	1885年(明治18)	1886年(明治19)
円	円	円	円	円	円
3,455	4,254	4,893	5,161	5,406	2,349
-	-	214	28	2	-
17	-	65	223	777	199
68	-	-	-	-	-
-	-	-	90	14	-
1,350	-	-	350	600	150
-	-	-	-	-	-
522	336	301	196	-	196
-	184	57	18	100	72
10	-	-	-	-	-
5,422	4,775	5,530	6,067	6,899	2,966

って、一枚三銭、半ヶ年前金一円八八銭、一ヶ年前金三円六〇銭へと価格改定が行われている。一八八五(明治一八)年七月からの日刊化(日祭休刊)の際には購読料は据置かれている。[16] なお、販売収入には、中外物価新報局・商況社が刊行した『東京商業会議所要件録』や、『商況海事誌』の販売収入も含まれている。『商況海事誌』については一部分離できる期間もあるものの、一括しての記載が多く『中外物価新報』のみの売上高を正確につかむことは残念ながらできないが、これら『中外物価新報』以外からの販売収入は、さほど大きなものではなかったと思われる。

政府下付金　ここでは政府下付金という費目にしたが、帳簿では、「勧商局ヨリ探訪費」「探訪費商務局ヨリ」「商務局御下金」などと記載されている。[17] 毎月定額で創刊から一八八〇(明治一三)年六月までは二七二円七四銭一厘となっている。同年の七、八、九月には下付金の支給が中断し、一〇月に三ヶ月分をまとめて一月二〇〇円に減額して支給された。おそらく減額をめぐるやり取りが、商務局との間で交されたのであろう。翌一八八一(明治一四)年一月からは月額一五〇円となり同年一〇月以降は支給が打切られている。『日本経済新聞八十年史』では、松方デフレ

第５表　新報局・商況社勘定の収入

	1876年 (明治9)	1877年 (明治10)	1878年 (明治11)	1879年 (明治12)	1880年 (明治13)
	円	円	円	円	円
販売収入	38	1,382	2,037	3,001	3,743
海事誌代	-	-	-	-	-
広告収入	-	-	-	-	-
郵便益金	-	26	50	77	39
電信料	-	-	-	-	-
政府下付金	273	3,203	3,641	3,273	2,836
輸出入表印刷費	-	60	150	150	-
利子	-	-	-	112	112
その他	-	25	256	235	43
小払戻入	3	75	20	20	20
収入合計	313	4,770	6,154	6,868	6,793

出所）注）　第3表に同じ.

政策の影響かと推測しているが、すでに前年より削減に向っており、他の要因もあったのであろう。その後、一八八四（明治一七）年六月から月額五〇円の商況掲載費が農商務省商務局から支給されるようになる。なお一八七八（明治一一）年には「十年臨時御下金」九五円余が支給されている。またこれらの下付金とは別に、海外電信料として一八七八（明治一一）年には二一〇円、一八七九年には九九円が勧商局（商務局）より支給されている（表ではその他に分類）。このうち一八七八年の分は、入金直後に、三井物産の電信料勘定へ付替えられている（支出の電信料で触れたもの）。

一八七六（明治九）年九月一五日の勧商局からの発刊許可時点では、各地からの物価通信報告の収集費用は毎月分を集計して実費を勧商局から下付する方針であったようだが（第１節の引用参照）、それが定額の「探訪費」という形になった経緯、あるいは年額三二七二円余という支給額算出の根拠などは不明である（先に引用した報告収集経費計算よりもかなり多額となっている）。

創刊直後の一八七八、七九の両年には海外通信費が別途実費として下付されていることをみると、発刊許可後の交渉で、報告収集

1881年 (明治14)	1882年 (明治15)	1883年 (明治16)	1884年 (明治17)	1885年 (明治18)	1886年 (明治19)
円	円	円	円	円	円
-1,056	-1,223	-1,395	-785	-2,690	-294
4,072	4,775	5,530	5,717	6,299	2,816
5,128	5,998	6,925	6,501	8,990	3,110
1,350	-	-	350	600	150
294	-1,223	-1,395	-435	-2,090	-144
340	120	-71	-1,390	-2,944	-5
340	-730	-	-1,455	-2,884	-
-	100	-71	65	-60	-5
-	750	-	-	-	-
625	579	-764	-2,088	-1,132	-278
579	-764	-2,088	-1,132	-278	-418
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
579	-764	-2,088	-1,132	-278	-418

費用とは直接関係づけずに別立ての補助金として「探訪費」の支給が決まったのであろうか。

輸出入一覧表印刷費　『中外物価新報』では一八七八（明治一一）年八月から一八七九（明治一二）年一二月まで毎月一回内務省勧商局調による「各港輸出入物品一覧表」を発行して、付録として無料で添付した。その印刷費として毎月一〇円が勧商局より支給されている。

利子　後に述べる金録公債からの利子収入である。

④収支状況と利益金処分

新報局勘定ならびに商況社勘定から各期の収支を計算すると第6表のようになる。一見してわかる通り、政府からの下付金を除いた経常収支は一貫して大幅な欠損である。販売収入で経常支出をどの程度をまかなえたのかを見てみると第7表の通りであり、商況社時代となっても八〇パーセントを越えていない。

下付金を加えると、一八七七（明治一〇）年から一八八〇（明治一三）年までは毎年一〇〇〇円を越える利益

第6表　中外物価新報の損益と利益金処分

	1876年(明治9)	1877年(明治10)	1878年(明治11)	1879年(明治12)	1880年(明治13)
	円	円	円	円	円
a 経常収支	-407	-2,131	-2,073	-1,558	-1,309
収入	41	1,568	2,513	3,595	3,957
支出	448	3,699	4,587	5,153	5,265
b 政府下付金	273	3,203	3,641	3,273	2,836
a+b	-134	1,072	1,567	1,715	1,528
c 資産増減	-	260	-	1,711	1,974
公債	-	-	-	1,711	1,974
貸金	-	260	-	-	-
家屋	-	-	-	-	-
d 前期繰越	-	-	60	1,066	1,071
利益金 a+b−c+d	-134	812	1,627	1,071	625
日報社へ 配当	-67	376	280	-	-
三井物産へ配当	-67	376	280	-	-
次期繰越	-	60	1,066	1,071	625

出所）注）　第3表に同じ.

を計上している。創刊の年、一八七六（明治九）年には一三四円の損失を計上し、規定通りに三井物産と日報社が折半で損失負担をしている。一八七七（明治一〇）年には八一二円の利益をあげ、両社に三七六円ずつを配分し、六〇円を次期へ繰越した。一八七八（明治一一）年には、前期繰越しも含めて一六二七円の利益があがっているが、そのうち両社への配分は各々二八〇円のみで、一〇六六円が次期へ繰越されている。三井物産ならびに日報社への利益金分配が行われたのは同年までで、以後は一八七八（明治一一）年からの繰越益も含めて新報局勘定で金録公債を購入する形で利益の留保が行われ、利益金分配は行われていない。政府下付金が打切られた一八八二（明治一五）年には一二二三円、翌一八八三年には一三九五円という大幅な損失を出している。一八八四（明治一七）年には販売収入ならびに広告収入の増加と政府からの補助金により四三五円の欠損と持直すが、一八八五年には二〇九〇円の欠損となっている。これは、同年七月からの日刊化により印刷費・用紙代が増加した

第7表　新報局・商況社勘定の経常支出と販売収入

西暦	(明治)	経常支出 a	販売収入 b	b／a
		円	円	%
1876年	(9)	448	38	8.5
1877年	(10)	3,699	1,382	37.4
1878年	(11)	4,587	2,037	44.4
1879年	(12)	5,153	3,001	58.2
1880年	(13)	5,265	3,743	71.1
1881年	(14)	5,128	3,455	67.4
1882年	(15)	5,998	4,254	70.9
1883年	(16)	6,925	4,893	70.7
1884年	(17)	6,501	5,161	79.4
1885年	(18)	8,990	5,406	60.1
1886年	(19)	3,110	2,349	75.5

出所)　注)　第3表に同じ.

第8表　新報局・商況社勘定での公債売買

売買	年		月日	額面	売買金額
				円	円
購入	1879年	(明治12)	2月25日	600	493
			2月26日	500	410
			8月16日	1,100	808
	1880年	(13)	2月26日	1,100	860
			8月18日	1,600	1,974
	1881年	(14)	7月28日	400	340
	購入合計			5,300	4,884
売却	1882年	(15)	12月16日	1,000	730
	1884年	(17)	3月29日	1,500	1,455
	1885年	(18)	12月31日	2,800	2,884
	売却合計			5,300	5,069

出所)　三井物産会社各期「LEDGER」(三井文庫所蔵史料　物産694～717).
注)　円未満四捨五入.

のに対し、他方で定価を据置いたこともあり販売収入の伸びがそれについて行かなかったためである。累積した損失は、一八八四（明治一七）年、一八八五（明治一八）年に所有公債の売却によって解消している。一八八五（明治一八）年には商況社勘定で所有する公債は売切っている（第8表）。創刊から九年がたった時点での中外物価新報は経営面ではまだ自立した基盤を構築しえてはいなかった。企業勃興以前の日本では、自立した経済新聞をささえる充分な読者層がまだ存在していなかったと言えよう。一八八六（明治一九）年になると、「景気の好転と紙面の充実で中外物価新報の発行部数は伸び始め、明治十九年末から二十年の初めにかけては社告で『日々発行の紙数も大いに増加し』云々とことわるほど」となり、一八八九（明治二二）年には社屋と印刷工場を新築するだけの余裕も生ずることとなる。[18] 結果的に見るならば、創刊からの九年余はそうした飛躍のための先行投資の期間であったとも言えよう。もっとも投資を負担したのは、三井物産でも日報社でもなく、勧商局・商務局であったと言うべきであろうか。[19]

(1) 以下の『中外物価新報』の発展過程については、『日本経済新聞八十年史』（一九五六年）による。
(2) 『日本経済新聞八十年史』八頁。この許可文の三井物産による写しが、三井文庫所蔵史料 本一二一五―三七ならびに、本一二一五―四〇にある。なお、『中外物価新報』という紙名がいつの時点で決まったかは不明である。
(3) 『日本経済新聞八十年史』九頁。この約定の原文は、三井文庫所蔵史料 物産二一八にある。
(4) 『日本経済新聞八十年史』二八頁。この契約の原文は、三井文庫所蔵史料 物産二一八にある。
(5) 一八九七（明治三〇）年の合資会社への改組前の商況社が匿名組合として経営主体の実体を持っていたことは確かであろう。『中外商業新報』紙上の社告においても、匿名組合商況社からの改組と明言もされている。問題は、一八八二（明治一五）年時点での商況社であるが、『中外物価新報』紙上の社告では単に「組合」を立てると記されており、また益田と福地との契約書でも組合を結ぶとなっており、また次節で検討する諸帳簿からは、一八八六（明治一九）年五月までの時点

で、益田、渋沢、原、今村、安田らによる出資を確認することはできない。しかも、益田と福地との契約書にしても、その日付は九月六日と商況社設立より二ヶ月も後である。こうした点から、一八八二(明治一五)年の商況社は、新聞発行者としての責任を三井物産会社（その社主である三井武之助）におよぼさないための形式的な存在であり、出資を伴った匿名組合となったのは、一八八六(明治一九)年六月以降のいずれかの時点であった可能性が高いと考える。

(6) 三井文庫所蔵史料　物産六八九～七一八。

(7) 三井文庫所蔵史料　物産六六二一～六七二。

(8) 三井文庫所蔵史料　物産六二一～六三八。

(9) 一八八五(明治一八)年からは「引合先」の部に配されている。

(10) 『日本経済新聞八十年史』二七頁、三七頁。

(11) 日報社との約定では郵送分の発送も日報社が請負うことになっているので、日報社で購入した郵便切手代を新報局勘定から支払ったものであろう。

(12) 三井文庫所蔵史料　本一二一五―三七。

(13) 新報局員は、三井物産会社の社員分賦金の支給対象者とはなっておらず、新報局時代においても一般社員とは区分された存在であったようである。

(14) 三井文庫所蔵史料　本一二一五―三七。

(15) 鵜飼新一『朝野新聞の研究』（一九八五年）巻末付表によれば、一八七七(明治一〇)年の時点での一日平均発行部数は、『東京日日新聞』が一万一四〇九部、『郵便報知新聞』が六九〇二部である。

(16) 以上の価格改定については、『日本経済新聞八十年史』ならびに『中外物価新報』紙面より。

(17) 政府の「勧商ノ事務」は、一八七八(明治一一)年一二月二七日内務省勧商局より大蔵省へ移管され、翌年一月九日に大蔵省商務局が設置される。一八八一(明治一四)年四月七日に農商務省創設に際し商務局が設置され、大蔵省商務局から事

務が移管される（通商産業省編『商工政策史　第三巻』一九六二年、明治財政史編纂会『明治財政史　第一巻』一九二六年など）。それにともない『中外物価新報』に対する助成金の支給元も変遷する。

(18)『日本経済新聞八十年史』五一頁、五五頁。

(19) 益田孝は、『中外物価新報』の創刊事情を回想して、「之は全く私個人で拵へたもので、自分の金を出して作ったのである。」（『自叙益田孝翁伝』一九三九年、二一九頁）と述べている。しかし先に見た『中外物価新報』関係の諸帳簿によれば、創刊時の諸経費は、三井物産会社からの新報局勘定への貸越で立替払いをし、その立替分は、最初の決算時で清算され、その結果としての損失を三井物産会社と日報社とで折半負担している。その後も、一八八六(明治一九)年の時点までには、益田の出資は行われていない。資金面に関して言えばこの益田の回想は、記憶違いであろう。ただし、一八八六年以降の時点で出資（もっともこの場合は、匿名組合商況社に対する出資でおそらく益田単独でのものではないであろう）をした可能性は十分ある。また、資金面はさておいて、創刊を主導したという意味であれば、「私個人で拵へた」という回想も十分成立つであろう。